

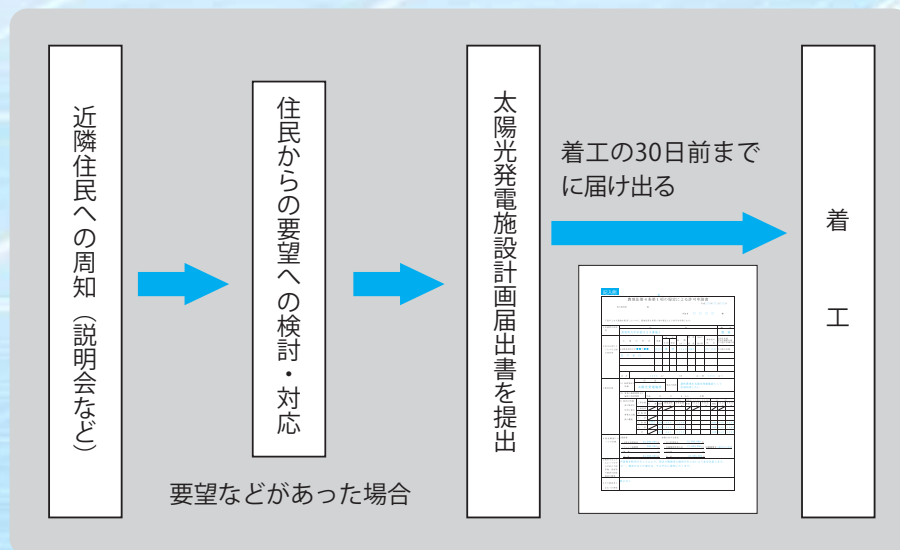
太陽光発電施設の設置をお考えの方へ

平成29年12月から美里町内で全量売電を目的とする太陽光発電を設置する場合「美里町太陽光発電施設の設置に関する要綱」の対象となります。関係法令の決められた手続きや近隣住民への配慮などが必要になります。※建築物等に設置するものを除く。

太陽光発電施設の設置をお考えのかたは建設水道課 建設環境係にご相談ください。

■大規模発電施設の届出の手順

◇定額出力50Kw以上の太陽光発電施設は着工の30日前までに太陽光発電施設設計画届出書の提出が必要です。近隣住民への説明会の結果や計画図など必要な資料を添付し届出てください。



※詳しい内容および様式のダウンロードについては、町ホームページをご確認ください。

問合せ＝建設水道課 建設環境係 ☎76-5134

ストップ地球温暖化！

業務用エアコン・冷凍冷蔵機器を点検してください

業務用エアコン・冷凍冷蔵機器の所有者は、フロン排出抑制法によりフロンを漏らさないよう、定期的な機器の点検、漏れい量の確認を行わなくてはなりません。

エアコンや冷蔵庫などに使用されている「フロン」は、二酸化炭素よりも極めて強力な温室効果ガスです。このため、フロンを大気中に漏らさないことが重要です。

※詳細は、県ホームページをご覧ください(埼玉県、フロンで検索)

問合せ＝県大気環境課 ☎048-830-3058

木造住宅耐震診断の補助を実施しています！

- 美里町民のかたが、地震被害の軽減を目的として木造既存住宅の耐震診断を実施した場合、町がその経費の一部を補助します。
- ◇対象となる住宅
 - 町内に存する木造既存住宅(昭和56年5月31日以前の建築確認に基づき建築されたもの)
- ◇対象となる事業
 - 平成33年3月31日までの間に町内の建築士などが行う耐震診断で、(一財)日本建築防災協会の定める方法に基づき診断するもの
- ◇対象となるかた
 - 対象住宅に現に居住しているかた
 - 町税を滞納していないかた
- ◇補助金額
 - 耐震診断に要した費用の2分の1以内とし、10万円を限度とします。
- ◇その他
 - 耐震診断を行う建築士とは、建築士法第23条第1項の規定により登録を受けた建築士事務所に属する者をいいます。
- ◇申請方法
 - 申請方法や添付書類など、詳しくは建設水道課 建設環境係までお問い合わせください。

埼玉県熊谷建築安全センターによる『無料簡易耐震診断説明会』を実施します！

熊谷建築安全センター職員による『無料簡易耐震診断説明会』を実施します。診断後、耐震性の劣る建物の場合、耐震診断・改修工事についての説明・助言を行います。

◆実施期日
日時：10月28日(日) 午前9時～正午
場所：コミュニティセンター前特設ブース

◆診断対象建物
建物所在地：美里町内
建築年代：昭和56年5月31日以前の建築確認に基づき建築されたもの
構造形式：木造の住宅
診断手数料：無料

◆申込み・診断方法
右記「申込み・診断方法フロー」のとおりです。

申込み・診断方法フロー

事前に建設水道課 建設環境係窓口に行き、予約する。その際、『調査書』をお渡しします。

事前に『調査書』に記入する(わかる範囲で結構です)。

- ①住宅の建築年度
- ②地盤の種類：埋立地、盛土地など
- ③住宅の基礎：鉄筋コンクリート造、玉石など
- ④住宅の屋根：スレート葺き、瓦葺きなど

耐震診断説明会の当日に上記『調査書』および平面図・立面図を持参する。

当日の診断は、『調査書』の不明な部分を聞き取ります。

- ①間取りが複雑なもの
- ②間取りがわかりにくいもの
- ③資料の情報が少ないもの

診断結果につきましては、後日郵便にて送付します。